

白色申告をしている農業経営者の皆さん 青色申告を始めましょう!

関農政課 ☎ 52-2121

青色申告 って?

収入金額や必要経費など日々の取引状況の記帳、必要書類の保存を行い、それらに基づいて正しく所得税の申告を行う人を優遇する制度です。青色申告を行った場合、次のような特典が受けられます。

▶ 青色申告特別控除

正規な簿記（一般に複式簿記）に基づく場合は最高 65 万円、簡易な簿記（単式簿記）の場合は最高 10 万円が控除されます。

▶ 青色事業専従者給与

生計を同じくする配偶者や親族が、事業に専ら従事している場合、支払った給与を必要経費に算入できます。

▶ 損失の繰越し・繰戻し

損失額を翌年以後 3 年間（法人は 9 年間）にわたって繰越し、各年分の所得から控除できます。また、前年も青色申告をしている場合は、損失額を前年に繰戻して、前年分の所得税の還付を受けることができます。

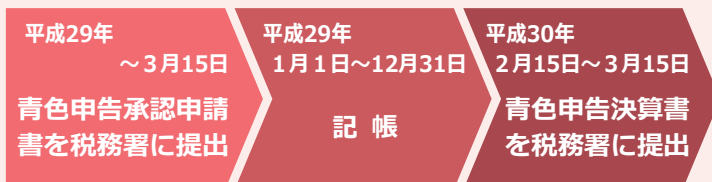
事業者が経営状態を客観的に把握するためにも重要となる青色申告。今後開始される、農業経営者に対する**収入保険制度**（農業経営者ごとに収入全体を判定し、農作物の減収分の一定割合を補てんする制度）の加入要件として、青色申告をしていることが必要になると見込まれています。

■ 青色申告の手続き

平成 29 年分（平成 30 年の確定申告）から、新たに青色申告をする場合、次の提出期限までに税務署に「青色申告承認申請書」の提出が必要です。

- 提出期限：個人…平成 29 年 3 月 15 日
法人…事業年度開始日の前日

※申請後に「青色申告の取りやめ届出書」を提出し、青色申告を取りやめることも可能です



INFORMATION

東日本大震災復興祈念式 ～ 3.11 を忘れない～



関総務課 ☎ 52-2112

- 日時… 3月11日(土) 13時30分～
- 会場… アンバーホール(小ホール)
- 内容… 黙とう、献花、講演など

東日本大震災から 6 年。これまで歩んできた復興への道筋を確かめ、今後の発展へとつなげていくため「東日本大震災復興祈念式～ 3.11 を忘れない～」を開催します。

参加希望者は、事前に総務課までお申し込みください。

当日の 14 時 46 分には、防災行政無線でサイレンを放送します。犠牲となられた人々への鎮魂とまちの復興・発展を祈念し、サイレンに合わせて黙とうをささげましょう。